

## 地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金交付要綱

令和3年6月9日  
総合政策部産業政策課

### (趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外情勢の変化や消費者ニーズに対応するにあたり、地域にある産業資源をベースに業種転換・多角化等を図る活動による新たな雇用創出を支援するため、予算で定めるところにより、地域に根ざした活動を行う団体等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする

- (1) 県内に事業所又は活動拠点を有し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業種（農林水産業分野、製造業分野、運輸業分野、宿泊業・飲食サービス業分野をいう。以下同じ。）の事業者に向けた業種転換・多角化等を促す活動を行う法人又は団体（任意団体を含む）であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

### (申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別紙様式第1号及び別紙様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書

に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第3号）
- (3) 第2条第4号に係る誓約書（別記様式第4号）
- (4) 申請者の所在地・活動拠点・事業内容等の概要が記載されている資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助条件）

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業種に向けた具体的な業種転換・多角化を促進する計画があること。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類（全ての証拠書類を含む）を整備の上、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げのできる期限）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減
- (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる補助事業の内容の変更
- (3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書、収支予算書その他第5条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき 補助事業変更承認申請書（別記様式第5号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき 事業遂行困難等報告書（別記様式第6号）

2 知事は、前項の報告を受けたとき、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（別記様式第7

号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- (3) 補助対象経費の支出に関する証拠書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請を行い、第1項の実績報告をした後において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年6月9日から施行し、令和3年度の予算に係る地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年度の予算に係る地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	補助率等	補助対象期間
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業遂行に携わるスタッフに支払う事業の遂行に必要な労働基準法に基づく賃金等</li> <li>・ 上記に伴い法令により支出が義務づけられる社会保険料や健康診断料等</li> </ul>	3分の2以内  補助上限額 300万円	交付決定日から交付決定年度の2月28日まで
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸謝金</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ 教材費</li> <li>・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水料、借料、燃料費 等）</li> <li>・ 通信運搬費</li> <li>・ 雑役務費</li> <li>・ その他知事が必要と認める経費</li> </ul>		

別記

様式第1号（第5条、第11条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A + B + C)	補助事業に要 する(要した) 経費 (A+B)	負 担 区 分			備考
			県費補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了（予定）年月日

様式第2号（第5条、第11条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	備 考
県費補助金 市町村費 その他	円	
合 計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	内 訳		備 考
		補助対象経費	補助対象外経費	
	円	円	円	
合 計	円	円	円	

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者



年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け（文書番号）をもって交付決定通知のあつた標記事業補助金について、下記のとおり変更したいので、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

別記様式第1号の1若しくは2に準じ、変更前の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書として、変更前を括弧書で上段に記載すること。

3 変更収支予算書

別記様式第2号の1若しくは2に準じ、上記2のとおり作成すること。

（注）補助金の額が増額する場合は、件名の「地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金変更承認申請書」を「地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金交付要綱第9条の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金交付要綱により、補助金 \_\_\_\_\_ 円を追加交付されたく申請する。」とする。

様式第6号（第9条関係）

地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業遂行困難等報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け をもって交付決定通知のあつた標記事業補助金について、  
下記理由により

事業 を中止（廃止）したい  
が年度内（予定の期間内）に完了しない  
の遂行が困難になつた ので、地域の産業資源を活用した新

たな雇用の場創出事業補助金交付要綱第9条の規程により関係書類を添えて報告しま  
す。

記

1 理由

2 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進 捗 率 (B)/(A)	備 考
	事 業 費 (A)	交 付 額	事 業 費 (B)	交 付 額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

3 事業の完了予定 年 月 日

地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金  
請求書

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け で交付決定のあった標記補助事業に  
ついて、地域の産業資源を活用した新たな雇用の場創出事業補助金交付要綱第10条第2  
項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額の算出内訳

(単位：円)

区 分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備 考
計					

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

担当者	
連絡先	

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け により交付決定通知のあった地域の産業資源  
を活用した新たな雇用の場創出事業補助金について、地域の産業資源を活用した新  
たな雇用の場創出事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり  
報告します。

記

- 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額  
( 年 月 日付け による確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る  
消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)  
金 円